

他制度掛金相当額について

「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令」第3条に基づく原則的な方法により算出した結果、当基金の他制度掛金相当額は下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

記

岡山県病院企業年金基金の 「DB等の他制度掛金相当額」	月額4,000円
--------------------------------	----------

《DB等の他制度掛金相当額》

DB等の他制度掛金相当額とは、企業型DC・iDeCoの拠出限度額の算定に当たり、事業主が企業年金（DB基金等）の給付に対して拠出したとみなされる額のことです。

《iDeCoの拠出限度額の算出方法》

加入制度	令和4年10月から	令和6年12月から
DB等	上限月額1.2万円	月額5.5万円－ DB等の他制度掛金相当額－ 企業型DCの事業主掛金額 (上限月額2万円)
DB等＋ 企業型DC	月額2.75万円－企業型DCの事業主掛 金額（上限月額1.2万円）	

・留意事項

- (1) 当基金の他制度掛金相当額は、全加入者一律です。
- (2) 事業所独自で企業年金制度（DB規約型）を実施の場合は、当基金の他制度掛金相当額4,000円に事業所の他制度掛金相当額を加えた額が、DB等の他制度掛金相当額となります。

・ご参考

厚生労働省のチラシ「iDeCoの加入者、加入ご検討中の皆さまへ」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000884281.pdf>